

人権擁護に関する基本方針（改訂案）に関する

パブリックコメントの実施結果

▼意見募集期間：

令和元年12月16日（月）～令和2年1月15日（水）

▼閲覧者数：閲覧者合計 133件

ホームページ 112件

閲覧場所 21件

（人権政策課0件、人権センター0件、情報公開室0件、隣保館17件、
地域まちづくりセンター4件、図書館0件）

▼意見提出者数：

1人（直接提出）

▼提出された意見の件数：

6件

問合せ先
〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号 草津市 総合政策部 人権政策課 人権同和対策係（市役所6階） TEL:077-561-2335 FAX:077-561-2488 E-mail:jinken@city.kusatsu.lg.jp

▼提出された意見と回答

No.	意見（要旨）	回答
1	<p>[3 ページ]</p> <p>「人権教育に関する国連10年」でなく「人権教育のための国連10年」が正しいのではないか。</p>	<p>「人権教育のための国連10年」に修正しました。</p>
2	<p>[7 ページ]</p> <p>同和問題をはじめとする人権問題全般と記載があるが、P11には同和問題をはじめあらゆる人権問題となっていることから、整合性を図り、「全般」を「あらゆる」に統一してはどうか。</p>	<p>P11の記載との整合を図り、「あらゆる」に修正しました。</p>
3	<p>[9 ページ]</p> <p>「支え手」「受け手」という表記については、身体に係る慣用句であり、不快に感じる方もおられるため、「サポートする側」「サポートされる側」などといった表記に変えた方が良いのではないか。</p>	<p>第3期草津市地域福祉計画と同様、厚生労働省から示された、地域共生社会の定義を引用し、「支え手」「受け手」という表記を使用しています。</p>
4	<p>[10 ページ]</p> <p>教育・啓発による正しい知識・理解の「普及」とあるが、「深まり」や「浸透」という言葉を用いてはどうか。</p>	<p>同和問題に関する教育は、知識として知るだけでなく、そこから考え、深めるという目的もあるため、「深まり」に修正しました。</p>
5	<p>[13 ページ]</p> <p>③教育</p> <p>インクルーシブ教育をどのように捉えているのか。障害のある子どもが地域で共に学び、共に育ち、共に生きる事を基本にした教育の推進に努め、就学先の決定にあたっては、本人・保護者の意向を最大限尊重するという就学指導方針を打ち出し、地域での学びを大切に取り組んでいくべきであろうと思われる。特別支援教育をさらに前進させた教育がインクルーシブ教育だと考えている。</p>	<p>インクルーシブ教育の考え方については記載していましたが、方針をより明確にするため、「インクルーシブ教育を推進」という表現にしました。</p>

No.	意見（要旨）	回答
6	<p>[13 ページ]</p> <p>⑤啓発</p> <p>滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例についての記載がない。障害者差別解消推進法では「努力義務」とされていることが、同条例では「義務」とされている事もあるため、記載した方が良いのではないか。</p>	<p>滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例について追記しました。</p>